

令和3年度保険料率について

令和 3 年度保険料率に関するこれまでの主な意見

1.保険料率

令和3年度保険料率に関する滋賀支部評議会意見（令和2年10月開催時）

ご意見

【評議会意見】

- ・平均保険料率10%維持に異存はない。

【評議員意見】

- ・準備金というものはどのくらい必要なのか、準備金の適正規模はどのくらいなのかという議論が存在しないということは問題だ。
- ・コロナ禍のことなどを意識すれば、保険料率は現状維持とする代わりに協会からの暖かいメッセージとなるような支援策があってしかるべき。そういった策がないと、法定準備金が1カ月分を優に超えている現状を加入者に説明できないのではないか。
- ・「積み上げておかないと後々大変なことになる」という言い方ではなく、どうやったら積み上げたものを加入者等へお返しできるのか丁寧な説明が必要になってくる。
- ・令和4年から予定されている適用拡大は事業所にかなりの痛手をもたらすのではないか。

1.保険料率

令和3年度保険料率について(支部評議会における主な意見)

令和2年12月18日
第108回運営委員会資料

令和2年10月から11月に開催した各支部の評議会での意見については、理事長の現時点における考え(新型コロナウイルス感染症拡大による協会財政に対する影響はあると考えられるが、基本的には中長期的な視点で保険料率を考えていくこと)を評議会で説明した上で、特段の意見があれば提出していただくこととしている。

意見の提出状況並びに平均保険料率に対しての意見の概要は以下のとおり。

意見の提出なし 6支部(13支部)

※()は去年の支部数

意見の提出あり 41支部(34支部)

① 平均保険料率10%を維持するべきという支部 31支部(21支部)

② ①と③の両方の意見のある支部 5支部(7支部)

③ 引き下げるべきという支部 2支部(2支部)

④ その他(平均保険料率に対しての明確な意見なし) 3支部(4支部)

※ 保険料率の変更時期については、4月納付分(3月分)以外の意見はほぼなし。

1. 保険料率

令和2年12月18日
第108回運営委員会資料

令和3年度保険料率に関するこれまでの運営委員の主な意見

1. 平均保険料率

- コロナ禍という状況であるが、高齢化の進行、現役世代の減少という構造的な課題は変わっていない。健全な財政基盤を確保していくことが基本であり、10%維持に賛成である。一方で準備金残高が積みあがっており、これまで以上に丁寧な説明が必要である。
- 新型コロナウイルス感染症で先行き不透明であり、景気回復には時間がかかることが見込まれる。今後、数年は厳しい財政状況になることが見込まれるため、令和3年度の保険料率を10%維持することが適当であると考え。なお、協会けんぽには、国庫補助率を上限20%に引き上げるよう国へ強く要望していただきたい。
- 評議会の意見の中でコロナの影響で一時的に保険料率を下げてはどうかという意見も見受けられたが、保険料の納付猶予で対応されていると考える。コロナで先行き不透明な中で、保険料率を変更することはリスクが高いと考える。
- 現状の保険料率の維持を支持したい。多くの支部で現状の10%維持を支持していると思われる。新型コロナの影響が今後さらにでてくると考えると将来的な引き上げ幅を緩和するという効果を視野に入れて10%維持を支持したい。一方で、事務局が出された資料の準備金の予測値と実際の値と乖離が出た場合は、しっかりと検証し、次年度に還元するなど新たな対応を議論する必要があるのではないかと。
- 現状の10%維持に賛成である。資料から保険の財政が赤字構造であることが読み取れるため、コロナの影響で保険料収入が増加しない中、赤字構造を改善するには支出を減らす必要がある。マイナンバーカード等を活用して、医療費削減につながる提言を国に対して行ってほしい。
- 保険料を10%に据え置くことはコロナ禍で苦しんでいる事業主や従業員の理解を得ることは難しい。コロナ禍の中で、保険料の引き下げや国庫負担の増額に言及した支部評議会の意見も多くあるため、本部としても十分にこの内容を検証して運営委員会に来年度の保険料率に係る議論を諮るべきである。保険者として収支の均衡のみを見るのではなく、加入者の持続的な発展につながるような、加入者への支援策を積極的に国へ要望していただきたい。

2. 保険料率の変更時期

- 令和3年4月納付分から変更するということについて、特段の異論はなし。

2.インセンティブ制度

インセンティブ制度令和元年度実績の評価方法等について

令和2年12月18日
第108回運営委員会資料
(一部改)

これまでの経緯について

- インセンティブ制度については、5つの評価指標により、支部ごとの実績を評価することとされており、また、インセンティブ分の保険料率については、健康保険法施行令において、3年間で段階的に導入することとされている。
 - ・ 平成30年度の実績（令和2年度保険料率）：0.004%
 - ・ 令和元年度の実績（令和3年度保険料率）：0.007%
 - ・ 令和2年度の実績（令和4年度保険料率）：0.01%
- 令和元年度は、新型コロナウイルス感染症の影響が生じたことから、5つの評価指標の実績を補正し、インセンティブ分保険料率については、予定どおり、0.004%から0.007%に引き上げる。

「インセンティブ制度に係る令和元年度実績の評価方法」

評価指標	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた評価方法の変更点
【指標1】 特定健診等の実施率	○ 令和2年3月は実績がなかったものとして、平成28・29・30年度において、3月実績が通年に占める割合を基に平成31年4月から令和2年2月分実績に補正をかけたものと、令和元年度実績との、高い方の値により評価する。
【指標2】 特定保健指導の実施率	○ 分母について、令和2年3月は実績がなかったものとして、平成28・29・30年度において、3月実績が通年に占める割合を基に平成31年4月から令和2年2月分実績に補正をかけたものと、令和元年度実績との、高い方の値により評価する。 ○ 分子については、平成31年4月から令和2年3月分実績で評価する。
【指標3】 特定保健指導対象者の減少率	○ 変更なし
【指標4】 医療機関への受診勧奨を受けた要 治療者の医療機関受診率	○ 平成31年4月から令和元年11月の間に一次勧奨をした対象者の実績で評価（加入者が医療機関への受診を自粛した令和2年3月から5月等を評価の対象外とする。）
【指標5】 後発医薬品の使用割合	○ 変更なし

2.インセンティブ制度

インセンティブ制度令和元年度実績の評価方法等に関する滋賀支部評議会意見 (令和2年10月開催時)

ご意見

【評議会意見】

- ・ 令和3年度インセンティブ分の保険料率として、後期高齢者支援金に係る保険料率の中に0.007%を盛り込む。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた評価方法については運営委員会資料中の「結論（案）」の通りでよい。

【評議員意見】

- ・ 0.007%への変更というのは保険料の基本ベースが上がるという意味でもある。コロナの影響で苦しんでいる企業が多い中、基本ベースの引き上げを行ってよいのだろうか。日本経済がもう少し回復してくるまで1～2年は0.004%への据え置きでよいのではないか。

2.インセンティブ制度

令和2年11月25日
第107回運営委員会資料

インセンティブ制度に係る令和元年度実績の評価方法等に関する支部評議員のご意見

- 第107回運営委員会（令和2年9月15日）においてご議論いただいた「インセンティブ制度に係る令和元年度実績の評価方法等」の論点に基づき、支部評議会において、丁寧に説明し、ご意見を頂戴した。
- なお、保険料率に関するご意見と同様に、事務局の提案において特段のご意見があれば提出していただくこととした。
- 意見の提出状況及び令和元年度評価方法に対しての意見の概要は以下のとおり。

・意見の提出なし	18支部
・意見の提出あり	
① 事務局の提案で了承	23支部
② その他のご意見	6支部
計	47支部

2.インセンティブ制度

令和2年11月25日
第107回運営委員会資料

インセンティブ制度に係る令和元年度実績の評価方法等に関する運営委員のご意見

第106回運営委員会（令和2年9月15日開催）における運営委員のご意見

- 令和元年度の評価方法については、理解できる。しかし、正確な評価とは言い難い中で、加算率を0.007%へ引き上げることや翌年度に0.01%へ引き上げることについて、検討する必要があると考えている。いずれにせよ、労使及び都道府県支部の納得が得られるよう、丁寧な説明と検討をお願いしたい。
- 論点に直接かわらないが、特定健診は安衛法に基づく健診を使うこととなっているが、すべて集めきれていない。その対象者に対する提出率をベースにして計算をしないと、極端な話、データを出している企業だけで評価しており、受診率と提出率にアンバランスがあると正確な評価にならない。また、2年度のデータでインセンティブを評価するのは難しいと感ずるため、慎重をお願いしたい。
- インセンティブ制度の令和元年度の影響は3月だけだが、2年度は少なくとも4月から6月は影響が出てくる。元年度の評価を適用しないということになると、2年度は大きな影響が出てくると思われる。今後のことを考えると、元年度評価を適用しないことは難しいので、補正しても実施すべきと考える。
- 令和元年度評価について、なんらかの方法で補正すべきと考えるが、平成28年度から平成30年度の各年度における3月の割合が安定的に推移していればいいが、各年度で大きなばらつきがあるまま補正すると、違うものを使って評価することになってしまうので、しっかりとデータをみなさんの前でお示しして、大きなばらつきはないということを確認した上で使用すべき。

滋賀支部の令和3年度保険料率について

1. 滋賀支部の令和3年度保険料率について（見込み）

滋賀支部の健康保険料率

9.78% (現行9.79%から0.01%減)

※ 平均保険料率は10.00%（据え置き）

※ 変更時期は令和3年3月分（令和3年4月納付分）

介護保険料率（全国一律）

1.80% (現行1.79%から0.01%増)

- この改定による保険料負担は、令和3年3月分から健康保険料が月15円減、介護保険料が月15円増となる。
（標準報酬月額30万円の被保険者1人当たり、労使折半後）

1. 滋賀支部の令和3年度保険料率について（見込み）

（単位：％）

	医療給付費に ついての調整前の 所要保険料率 (a)	調整(b)		医療給付費に ついての調整後の 保険料率 (a+b)	所要保険料率 (a+b+4.71)	保険料率 (精算反映後・インセンティ ブ反映前) (c)	保険料率 (精算・インセンティブ反映 後) (d)
		年齢調整	所得調整				
全 国	5.29	－	－	5.29	10.00	10.00	10.00
滋 賀	5.22	0.05	▲ 0.15	5.13	9.84	9.82	9.78

○上記数値は特別計上の最終的な予算額が令和3年 1 月下旬に確定するため、暫定版である。

（注）・所要保険料率は、医療給付費についての調整後の保険料率に、傷病手当金等の現金給付費（0.45％）、前期高齢者納付金等（3.54％）、保健事業費等（0.74％）、その他収入（▲0.03％）に係る合計の保険料率（4.71％）を加算したものである。

- ・保険料率(c)は、所要保険料率には含まれていない、令和元年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分を含めて算定したものである。
- ・保険料率(d)は、保険料率(c)に、インセンティブ制度による支部毎の加減算額にかかる料率を含めて算定したものである。
- ・インセンティブ制度の加算額は、令和元年度の支部総報酬額の実績に0.007％を乗じて計算するため、これを令和3年度総報酬額の見込みで除した料率換算値は（端数も込めてちょうど）0.007％になるとは限らない。減算額も支部総報酬額の実績に基づき算定するため、料率換算値は11月に行われた運営委員会のインセンティブに係る資料（資料2）の「令和元年度（4月～3月確定値）のデータを用いた試算」における減算する率と一致するとは限らない。

《参考》滋賀支部保険料率の推移

（単位：％）

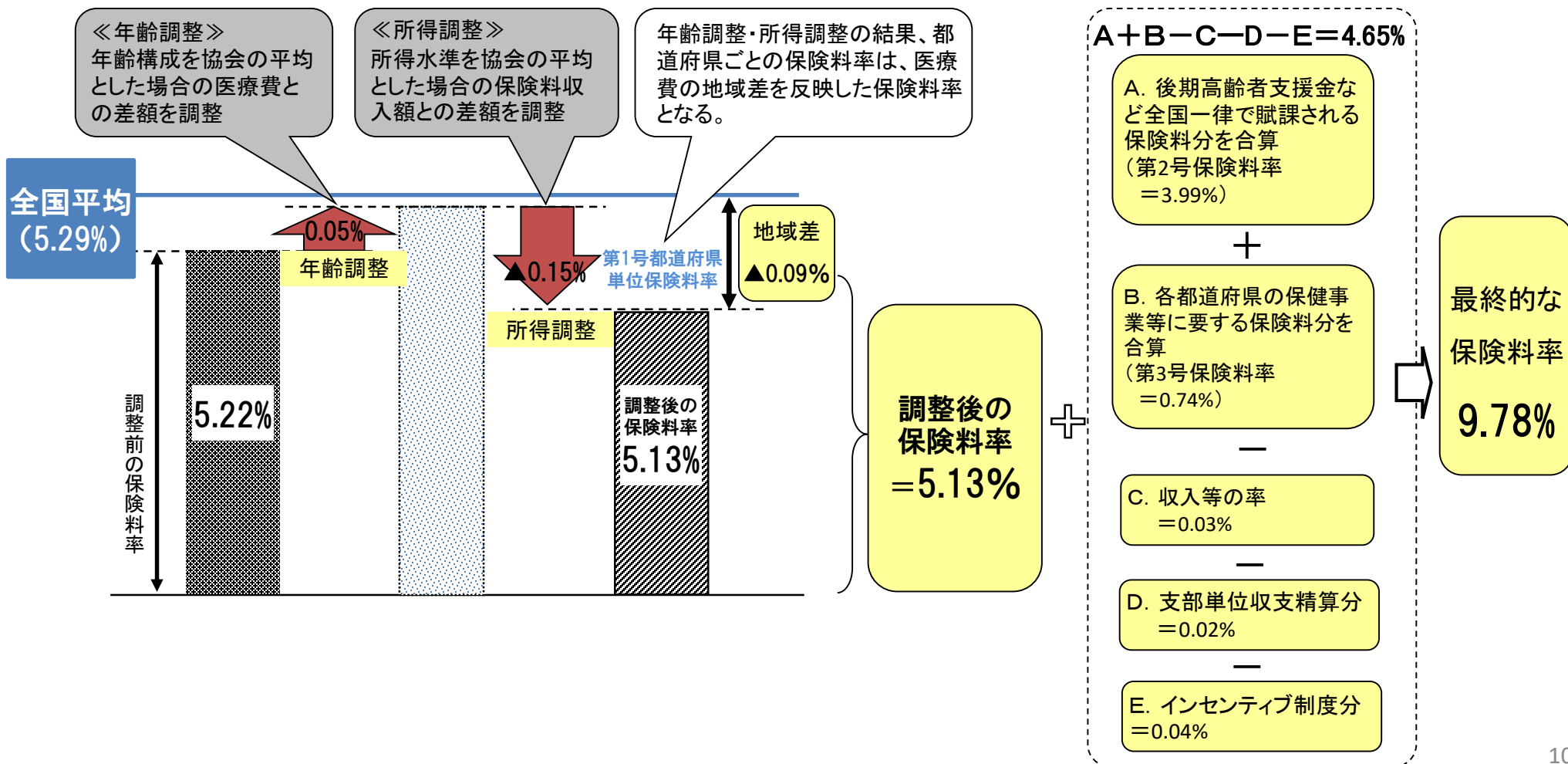
	医療給付費に ついての調整前の 所要保険料率 (a)	調整(b)		医療給付費に ついての調整後の 保険料率 (a+b)	共通料率	所要保険料率 (a+b+共通料率)	保険料率 (激変緩和措置後) (精算・特別計上等除 く) (c)	保険料率 (激変緩和措置後) (精算・特別計上等含 む) (d)
		年齢調整	所得調整					
令和2年度	5.15	0.06	▲ 0.13	5.08	4.73	9.81	9.79	9.79
令和元年度	5.10	0.06	▲ 0.13	5.03	4.82	9.85	9.87	9.87
平成30年度	5.05	0.05	▲ 0.10	4.99	4.83	9.83	9.88	9.84
平成29年度	5.11	0.04	▲ 0.06	5.09	4.76	9.85	9.91	9.92
平成28年度	5.11	0.04	▲ 0.05	5.10	4.84	9.94	9.97	9.99
平成27年度	5.06	0.04	▲ 0.05	5.05	4.78	9.83	9.95	9.94
平成26年度	5.19	0.03	▲ 0.01	5.21	4.78	9.99	10.06	(注) 9.97

（注）・26年度は保険料率凍結のため、準備金の取崩しにより保険料率を据え置きしている。

都道府県単位保険料率について

前期高齢者の割合が高い県ほど医療費が高く、保険料率が高くなると言われています。また、所得水準の低い県ほど、同じ医療費でも保険料率が高くなる傾向があります。このため、都道府県単位保険料率を算定する際には、都道府県間で次のような年齢調整・所得調整を行います。

都道府県単位保険料率のイメージ（滋賀県：年齢構成が低く、所得水準が低い）



協会けんぽの収支見込(医療分)

(単位：億円)

		R1年度	R2年度		R3年度		備考
		決算 (a)	直近見込 (R2年12月) (b)	R2-R1 (b-a)	政府予算案を 踏まえた見込 (R2年12月) (c)	R3-R2 (c-b)	
収入	保険料収入	95,939	94,432	▲ 1,506	98,596	4,163	H24-R2年度保険料率： 10.00% R3年度保険料率： 10.00%
	国庫補助等	12,113	12,719	606	12,456	▲ 263	
	その他	645	285	▲ 360	237	▲ 48	
	計	108,697	107,437	▲ 1,260	111,289	3,853	
支出	保険給付費	63,668	62,175	▲ 1,494	66,838	4,663	○R3年度の単年度収支を均衡 させた場合の保険料率 R3年度均衡保険料率： 9.70%
	前期高齢者納付金	15,246	15,302	56	15,573	272	
	後期高齢者支援金	20,999	21,320	321	21,492	172	
	退職者給付拠出金	2	1	▲ 1	1	▲ 0	
	病床転換支援金	0	0	0	0	▲ 0	
	その他	3,383	3,430	47	4,497	1,067	
	計	103,298	102,227	▲ 1,071	108,400	6,173	
単年度収支差		5,399	5,209	▲ 189	2,889	▲ 2,320	
準備金残高		33,920	39,129	5,209	42,018	2,889	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

収支見込(令和3年度)の説明

政府予算案を踏まえた令和3年度の収支見込は、平均保険料率を10%で維持する前提のもとで、収入(総額)が11.1兆円、支出(総額)が10.8兆円と見込まれ、単年度収支差は2,900億円の見込み。

1. 収入の状況

収入(総額)は、令和2年度(直近見込)から3,900億円の増加となる見込み。
主に、「保険料収入」が4,200億円増加したことによるものである。

2. 支出の状況

支出(総額)は、令和2年度(直近見込)から6,200億円の増加となる見込み。

- ① 「保険給付費」について、加入者数と一人当たり給付費の増加により4,700億円増加する見込みであることや、
- ② 「その他」について、令和2年度に交付を受けた保険給付費等国庫補助金について、令和2年度の保険給付費の実績(決算)に基づき精算し、国へ返還する額の増加が見込まれること等が主な要因。

3. 収支差と準備金残高

令和3年度の「収支差」は、令和2年度(直近見込)より、2,300億円減少して2,900億円になる見込み。
(収支均衡料率は、9.70%の見込み。)
令和3年度末時点の準備金残高は4.2兆円の見込み。

2. 協会けんぽの収支見込（介護分）

協会けんぽの収支見込（介護分）

（単位：億円）

		R1年度	R2年度	R3年度	備考
		決算	直近見込 (R2年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (R2年12月)	
収入	保険料収入	10,074	10,343	10,983	R1年度保険料率： 1.73% R2年度保険料率： 1.79% R3年度保険料率： 1.80% 納付金対前年度比 ⇒ + 242
	国庫補助等	515	－	－	
	その他	－	－	－	
	計	10,589	10,343	10,983	
支出	介護納付金	10,671	10,303	10,544	
	その他	－	21	－	
	計	10,671	10,324	10,544	
単年度収支差		▲ 82	19	438	
準備金残高		▲ 485	▲ 466	▲ 28	

注） 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

2. 協会けんぽの収支見込（介護分）

介護保険の令和3年度保険料率について

介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額で除したものを基準として保険者が定めると健康保険法で法定されている。

令和3年度は、令和2年度末に見込まれる不足分（466億円）も含め、単年度で収支が均衡するよう1.80%（4月納付分から変更）とする。

（参考）

健康保険法160条16項

介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）の額を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

各年度の介護保険料率は、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっている。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額}}{\text{介護保険第2号被保険者（40歳～64歳）の総報酬額総額の見込}}$$

1.79%から令和3年4月以降に1.80%へ引き上げた場合の令和3年度の保険料負担の影響（被保険者1人当たり、労使折半前）

〔年額〕 428 円 （ 76,666円 → 77,094円）の負担増

〔月額〕 32 円 （ 5,728円 → 5,760円）の負担増

（注1） 標準報酬月額を320,000円、賞与月額を年1.387月とした場合の負担を算出したものである。

（注2） 「年額」は令和3年度の標準報酬月額（12か月分）と賞与の影響額であり、「月額」については標準報酬月額（1か月分）によって算定したものである。

都道府県単位保険料率の算定について

1.令和3年度都道府県単位保険料率の算定に係る基礎データ

- 医療給付費に関する都道府県単位保険料率は、下記の基礎データを用いて算定する。
(年齢調整及び所得調整を含む)

- ・都道府県支部別・年齢階級別加入者数
- ・都道府県支部別医療給付費
- ・年齢階級別加入者 1 人当たり医療給付費
- ・都道府県支部別総報酬額

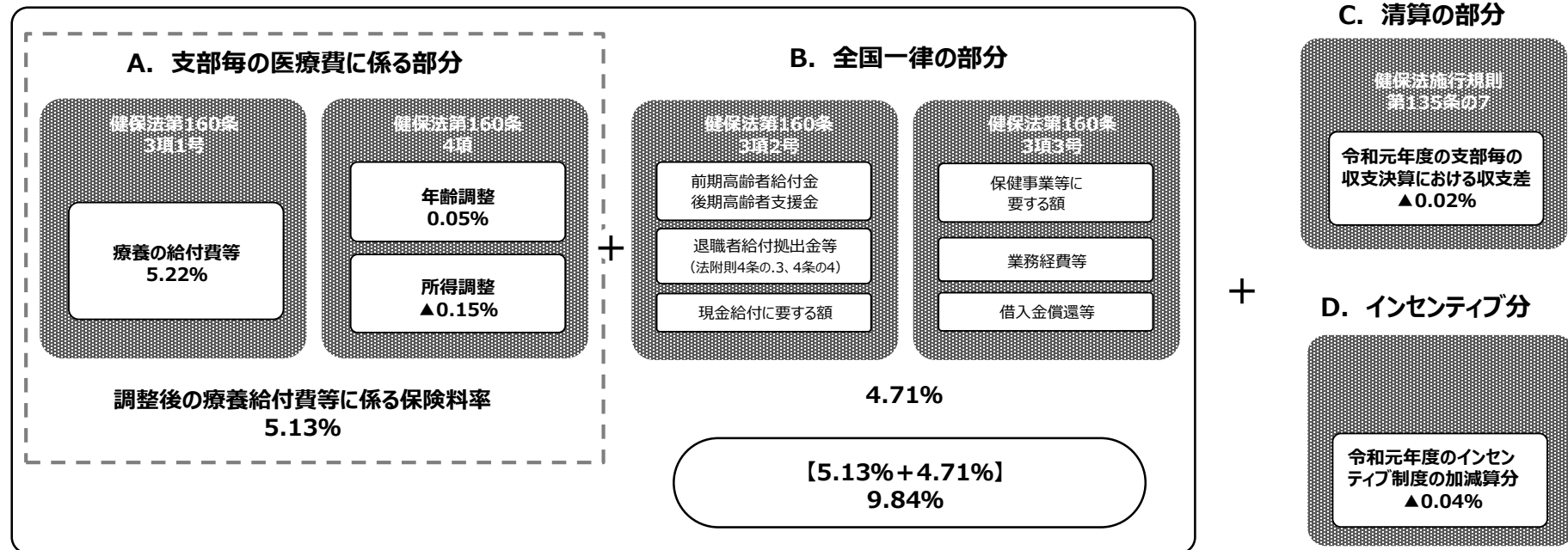
注 ・ 上記の都道府県支部別・年齢階級別加入者数及び都道府県支部別総報酬額については、令和元年度の実績データを集計したものに、全国計における令和3年度の見込み値の令和元年度の実績値との比率を乗じて算出。

・ また、都道府県支部別や年齢階級別の医療給付費については、令和元年度の実績データを集計したものから、東日本大震災、平成30年7月豪雨及び令和元年台風19号に伴う窓口負担の減免措置に係る影響額（窓口負担減免額及び波及増分に係る額）を控除したうえで、全国計における令和3年度の見込み値との比率を乗じて算出。

・ なお、医療給付費については、国庫補助金及び特別の事情に係る額（原子爆弾被爆者に係る医療費及び療養担当手当に係る額等）を控除している。

- 上記のほか、都道府県単位保険料率の算定にあたっては、「健康保険法第160条第3項第2号経費」、「同条第3号経費」、「令和元年度の都道府県支部別の収支差」及び「インセンティブ制度による都道府県支部別加減算額」も必要となる。

2.令和3年度滋賀支部保険料率



令和3年度滋賀支部保険料率

平均保険料率 5.13%	+	共通料率 (全国一律の部分) 4.71%	+	清算の部分 ▲0.02%	+	インセンティブ分 ▲0.04%
= 9.78% 【小数点第3位四捨五入】						

2.令和3年度滋賀支部保険料率

支部の療養の給付費等に要する額

支部医療給付費
444億7,588万円

支部の療養の給付費
等に要する料率

_____ × 100 =

支部総報酬額
8,512億8,818万円

5.22454%

【医療給付費（見込み）】

（百万円）

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	前年度比
全 国	4,246,063	4,545,569	4,721,865	5,000,881	5,236,260	5,219,755	▲0.3%
滋 賀	39,514	40,872	41,614	43,492	44,971	44,476	▲1.1%

【総報酬額（見込み）】

（百万円）

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	前年度比
全 国	82,223,691	86,750,607	91,401,221	96,555,391	99,374,307	98,584,466	▲0.8%
滋 賀	773,934	799,601	824,633	852,042	873,482	851,288	▲2.5%

2.令和3年度滋賀支部保険料率

年齢調整

年齢構成が全国平均より**低い** ⇒ 保険料率を上げる方向に調整

平均給付費
463億2,047万円

—

標準給付費
458億5,679万円

=

年齢調整額
4億6,368万円

【平均給付費】（全国の加入者 1 人あたり医療費）×（滋賀支部加入者数の合計）

【標準給付費】（全国の各年齢階級の 1 人あたり給付費）×（滋賀支部の各年齢階級の加入者数）の合計

年齢調整額
4億6,368万円

年齢調整率

× 100 =

支部総報酬額
8,512億8,818万円

0.05447%

2.令和3年度滋賀支部保険料率

所得調整

所得（標準報酬月額）が全国平均より**低い** ⇒ 保険料率を下げる方向に調整

全国合計給付費を
総報酬按分した額
450億7,318万円

平均給付費
463億2,047万円

所得調整額
▲12億4,729万円

$$\begin{array}{c} \text{全国給付費} \\ 5兆2,197億5,505万円 \end{array} \times \frac{\begin{array}{c} \text{支部総報酬額} \\ 8,512億8,818万円 \end{array}}{\begin{array}{c} \text{全国総報酬額} \\ 98兆5,844億6,565万円 \end{array}} = \begin{array}{c} \text{全国合計給付費を} \\ \text{総報酬按分した額} \\ 450億7,318万円 \end{array}$$

所得調整額
▲12億4,729万円

所得調整率

支部総報酬額
8,512億8,818万円

× 100 =

▲ 0.14651%

2.令和3年度滋賀支部保険料率

共通料率

共通料率（A+B+C）	4.71%
A. 第2号都道府県単位保険料率	3.99%
B. 第3号都道府県単位保険料率	0.74%
C. 収入等の率	0.03%
第1号平均保険料率	5.29%
計	10.00%

（注）

- ・第2号都道府県単位保険料率（共通料率のA）及び収入等の率（共通料率のC）には、インセンティブ制度による加算額及び減算額は含まれていない。
- ・第3号都道府県単位保険料率（共通料率のB）及び収入等の率（共通料率のC）には、令和元年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分は含まれていない。

共通料率

4.70529%

2.令和3年度滋賀支部保険料率

清算の部分

令和元年度の都道府県支部別の収支差

○ 令和3年度の都道府県単位保険料率の算定においては、健康保険法施行規則第135条の7に基づき、令和元年度の都道府県支部ごとの収支における収支差について精算する必要があります。収支差がプラスの場合は収入の「その他収入」に加算し、マイナスの場合は「▲」（マイナス記号）を外した値を支出の「第3号経費」に加算する。

(順位) (百万円)

1	2,853	25	33
2	1,790	26	27
3	1,335	27	27
4	613	28	27
5	613	29	▲65
6	452	30	▲96
7	430	31	▲149
8	426	32	▲244
9	419	33	▲272
10	416	34	▲283
11	344	35	▲339
12	312	36	▲344
13	278	37	▲410
14	259	38	▲468
15	192	39	▲492
16	159	40	▲566
17	156	41	▲711
18	153	42	▲743
19	130	43	▲849
20	124	44	▲928
21	112	45	▲1,407
22	92	46	▲1,511
23	81	47	▲2,043
24	70		

支部別収支差

保険料率換算 = $\frac{\text{支部別収支差}}{\text{支部総報酬額}} \times 100$

支部別収支差	支部総報酬額	保険料率換算
1億1,209万 円	8,512億 8,818万円	0.01317

令和2年度保険料率算定時に
0.01317%
の保険料率引き下げ

2.令和3年度滋賀支部保険料率

インセンティブの部分

○ インセンティブ制度による都道府県支部別加算額・減算額
(百万円)

順位	加減算額		加減算額
1	▲585	25	42
2	▲472	26	47
3	▲460	27	65
4	▲450	28	70
5 滋 賀 支 部	▲400	29	76
6	▲386	30	77
7	▲316	31	82
8	▲315	32	88
9	▲311	33	89
10	▲305	34	105
11	▲177	35	107
12	▲173	36	121
13	▲159	37	127
14	▲156	38	170
15	▲127	39	178
16	▲52	40	180
17	▲42	41	243
18	▲35	42	255
19	▲35	43	285
20	9	44	300
21	31	45	451
22	35	46	606
23	39	47	1,040
24	40	全 国 計	0

支部別減算額

保険料率換算 = $\frac{\quad}{\quad} \times 100$

支部総報酬額

支部別収支差	支部総報酬額	保険料率換算
4億円	8,734億 8,200万円	0.0470

令和2年度保険料率算定時に
0.0470%
の保険料率引き下げ

2.令和3年度滋賀支部保険料率

令和3年度都道府県単位保険料率における
保険料率別の支部数（暫定版）

保険料率 (%)	支部数	23			23
10.68	1		9.99	1	
10.45	1		9.98	1	
10.36	1		9.97	1	
10.30	1		9.96	1	
10.29	3		9.95	1	
10.28	1		9.91	1	
10.26	1		9.87	1	
10.24	1		9.84	1	
10.22	3		9.83	2	
10.18	1		9.81	1	
10.17	1		9.80	1	
10.16	1		9.79	2	
10.11	2		9.78	1	
10.06	1		9.74	2	
10.04	1		9.72	1	
10.03	2		9.71	1	
10.01	1		9.66	1	
10.00	1		9.64	1	
			9.59	1	
		9.50	1		

滋賀支部

令和3年度都道府県単位保険料率の
令和2年度からの変化（暫定版）

令和2年度保険料率 からの変化分		支部数
料率 (%)	金額 (円)	
+0.15	+225	1
+0.13	+195	1
+0.11	+165	1
+0.10	+150	2
+0.08	+120	1
+0.07	+105	1
+0.06	+90	1
+0.04	+60	4
+0.03	+45	4
+0.02	+30	1
+0.01	+15	3
0.00	0	1
▲0.01	▲15	4
▲0.02	▲30	4
▲0.03	▲45	4
▲0.04	▲60	1
▲0.05	▲75	2
▲0.06	▲90	1
▲0.07	▲105	1
▲0.08	▲120	2
▲0.09	▲135	2
▲0.10	▲150	1
▲0.11	▲165	1
▲0.12	▲180	1
▲0.13	▲195	1
▲0.14	▲210	1

20

26

滋賀支部

滋賀支部

注1. 「+」は令和3年度保険料率が令和2年度よりも上がったことを、
「▲」は下がったことを示している。
2. 金額は、標準報酬月額30万円の者に係る保険料負担（月額、労使折半後）
の増減である。